

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年1月7日

京都市長 門川大作

京都市規則第65号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第116条各号列記以外の部分中「京都市中央卸売市場第一市場運営協議会」の右に「(以下「第一市場運営協議会」という。)」を加える。

第118条の見出し中「招集」を「協議会の招集」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(部会)

第118条の2 第一市場運営協議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 第一市場運営協議会の会長が指名する委員

(2) 特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、第一市場運営協議会の会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、第2項第1号に掲げる者のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第118条の3 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、第一市場運営協議会の会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、前条第2項各号に掲げる者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した前条第2項各号に掲げる者の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を第一市場運営協議会に報告しなければならない。

第121条の見出し中「招集」を「委員会の招集」に改める。

第122条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「各部会の委員の互選により定める」を「第1項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 部会長に事故があるときは、第1項第1号に掲げる者のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第122条第6項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(部会の招集及び議事)

第122条の2 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、前条第1項各号に掲げる者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した前条第1項各号に掲げる者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中央卸売市場第一市場管理課)